

令和 7 年度
鯖江市労務管理システムおよび
タレントマネジメントシステム利用および支援業務
仕様書

令和 7 年 5 月

鯖江市

1. 件名

鯖江市労務管理システムおよびタレントマネジメントシステム利用および支援業務

2. 業務の実施

本仕様書は、鯖江市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「鯖江市労務管理システムおよびタレントマネジメントシステム利用および支援業務」について適用する。

3. 背景と目的

（１）労務管理システム

当市では、労務管理業務における管理者側の負担が深刻な問題となっており、限られた人員で効率的に管理を行うためには労務管理業務の DX 化が必要不可欠である。

具体的には、現在紙ベースで行っている各種身上申請業務や年末調整のペーパーレス化や採用・退職時の事務手続きのオンライン化を推進することで、システムへの入力の手間を削減させたり、集めたデータを一元管理し、効率的に活用していくことで、管理者側の負担軽減を図る。

（２）タレントマネジメントシステム

近年、自治体では若年層の離職が増加し、人材確保が課題となっている。そのような状況下で市民ニーズの多様化に対応するためには、人材確保や職場環境の改善とともに、職員の能力向上が重要である。当市では「鯖江市人材育成基本方針」を策定し、職員の能力向上と人事管理制度の整備、人材確保に取り組んでいる。

従来の人事給与システムでは職員の所属や給与の管理は可能だが、その他の人材情報は個別に管理されている。これを一元化するため、タレントマネジメントシステムを導入する。これにより、職員のキャリアプランや適性を把握し、適切な配置や育成を行い、職員のモチベーションを高め、組織の持続的成長を支えることが目的である。

4. 業務内容

（１）クラウド型労務管理システムおよびタレントマネジメントシステムの提供および支援（保守・サポートを含む。）

システムに求める各業務の機能要件は、別紙「機能要件仕様書」のとおりとし、システムの利用を提供できること。

（２）利用対象職員数（想定）

970 人

ア) 会計年度任用職員 550 名については、分析レポート、職員アンケート、配置シミュレーション機能は使用しない。

- イ) 利用期間中に、新規採用等で職員数の増加が生じた場合には、増加分のアカウント追加購入ができること。(利用終了日は本契約と同日とする)

5. 履行業務期間

システム導入期間 契約締結日から8月頃まで(予定)

システム利用期間 8月頃から1年間(予定)

詳細なスケジュールについては、最優先交渉者(以下「受託者」という)と協議のうえ決定する。

6. 支払方法

受託者と協議のうえ決定する。

7. 基本方針

(1) 基本要件

本業務の実施にあたっては基本方針として次の事項を満たすものであることとする。

- ア) 災害やトラブルが発生しても業務が継続でき、早期に復旧できるシステムを導入するため、庁舎内にサーバーを設置しないクラウド方式であること。
- イ) 法改正、制度改正に対し、柔軟に対応・拡張できる仕組みであること。
- ウ) パッケージでの導入を基本とすること。
- エ) クライアント側に専用のソフトウェアを必要としないこと。

(2) 画面要件

- ア) 画面のレイアウトおよび操作方法について、シンプルで使いやすいレイアウトおよび直感的な操作性を有していること。
- イ) 基準が主観的になることを避けるため、一つの目安としてグッドデザイン賞の受賞歴など、客観的な評価を有すること。
- ウ) 操作(キーやマウスの使用法、編集補助機能等)が効率的であること。
- エ) 誤操作防止機能を有していること。

(3) 連携要件

連携するシステム：石川コンピュータ・センター

『COUS 人事給与システム』

『COUS 庶務管理システム』

- ア) 必要なデータについて、前述のシステム間で CSV データ形式での取り込みによる連携ができること。
- イ) 必要に応じて連携する各システムとの連携を正しく行うことができるよう、技術的支援等を提供すること。
- ウ) 他システムからのデータ取り込み時にエラーが発生した場合、エラー原因がわかる仕組みであること。

(4) 拡張性要件

- ア) 法改正と帳票レイアウト変更等の対応には、追加費用を要しないこと。
- イ) API を公開していること。
- ウ) 同時接続利用者数に制限がないこと。
- エ) ディスク容量やページビューなど、提供リソースに制限がないこと。

(5) システム環境

- ア) PC、タブレット、スマートフォンから、インターネットを通じて利用できること。
- イ) クライアント端末については、以下の環境で利用できること。

O S	Windows10 以上 Mac OS X 10.11以上
ブラウザ	Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefoxの各最新バージョン

(6) 上位互換要件

OS やミドルウェアのバージョンアップに対応する措置は、受託者が対処し、追加費用を要しないこと。

(7) セキュリティ要件

- ア) システムにおいてはシステム全体を管理する機密保護システム等を有し、データ利用の権限管理設定が可能であり、不正なアクセスからデータ保護を図ること。
- イ) 所属、職員等に対する詳細なアクセス権の設定により、不正なアクセスからデータ保護を図ること。
- ウ) 二段階認証に対応していること。
- エ) 接続元 IP アドレスの制限ができること
- オ) 個人番号・パスワードについては暗号化して保存していること。
- カ) 通信は SSL またはTSL で暗号化していること。
- キ) サーバーおよびネットワーク機器等は、24 時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。

ク)「ISO27001 認証」を取得していること。

ケ)「ISMAP」クラウドサービスリストへの登録または「ISO/IEC27017 認証」の取得、「SOC2 Type2」の保証書の受領のいずれかの要件を満たしていること。

(8) 使用データセンターに係る要件

ア) 使用データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が日本国内であること。

イ) 準拠法が国内法であること。

ウ) システムを運用するオペレーションが日本国内で実施されていること。

(9) データ保護対策要件

ア) 外部からの攻撃を受けないよう、物理的または論理的に閉鎖された環境でサービスを提供し、外部媒体からウイルス感染しないよう、対策ソフトウェアを導入・更新していること。

イ) 障害復旧に要するデータバックアップは、日次で取得し、簡素で迅速・確実に復旧ができる方法を講じること。

ウ) 死活監視、パフォーマンス監視、エラー監視を行っていること。

エ) 冗長化構成とするなど、サーバー等のハードウェアに起因する障害やシステム障害、ネットワーク障害等といったハードウェア・ソフトウェアの両観点から対策を行い、障害等が発生しても、業務に影響を及ぼさないような構成とすること。

オ) サービスの監視を常に行い、システム停止などの重度な障害が発生した場合は速やかに通知すること。

カ) 障害発生時に迅速に対応できるサポート体制が構築されていること。

キ) 障害監視間隔は5分以内であること。

ク) 他利用者の障害が、本市システムへ影響を及ぼさないこと。

ケ) データ漏洩・破壊時の損害保険に加入していること。

8. 成果物

本業務の成果物は以下に相当するものとし、提出時期については別途協議するものとする。

(1) プロジェクト計画書

(2) 要件定義書・各種設計書・設定書

(3) 各種マニュアル（管理者・利用者向け）

9. 事故の処理

本業務の実施によって生じた事故および第三者に与えた損害は、全て乙の責任により誠意をもって解決しなければならない。なお、その原因及び処置について速やかに甲に報告するものとする。

10. 機密情報の管理

甲および乙は本業務に関連して知り得た相手方の技術、生産、財務、営業、販売、その他の業務に関する機密を第三者に対して漏洩、開示してはならない。

11. 再委託

- (1) 乙は、事前またはやむを得ない場合は事後に通知した上で、本契約に基づく委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に対し再委託できるものとする。
- (2) 受託者が（1）の再委託を行う場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報および再委託先に対する監督の方法等を記載した通知書を市に送付するものとする。
- (3) 乙は、再委託先に、本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (4) 乙は、再委託先に、本契約内容を遵守させなければならない。

12. 個人情報の管理

乙は本業務の実施にあたり、個人情報等の取り扱いに関して管理責任者を定め、次の各号に定める事項に留意して業務を実施するものとする。なお、業務の実施にあたっては個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に準拠して各種情報を取り扱うものとする。

- (1) 乙は、貸与された個人情報を漏洩および滅失することのないよう、管理体制を整えるものとする。
- (2) 管理責任者は、貸与された個人情報を漏洩および滅失することのないよう、適切かつ慎重に取り扱うものとし、業務上個人情報を取り扱う全ての者にこれらを徹底させなければならない。
- (3) 業務上、個人情報を取り扱う場合は、管理責任者の監督の下で行うものとする。
- (4) 乙は、貸与された個人情報を複写または複製しようとするとき（バックアップは除くものとする）は、書面により甲の承認を得るものとする。甲の承諾を得ずに個人情報を複写または複製することは固くこれを禁ずる。
- (5) 乙は、万が一貸与された個人情報を漏洩および滅失した場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。
- (6) 乙は業務の終了後、貸与された個人情報を甲の指示に基づき速やかに甲に返還または消去しなければならない。業務の都合上複写または複製されたものも同様とする。

13. その他

- (1) 本業務に係る打ち合わせおよび協議について甲が求める際に随時行うこととし、その内容については乙が記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務内容の追加または変更を行う場合は、甲と乙で別途打合せを行い、当該追加または変更により契約金額に変更が生じる場合は、すみやかに変更契約を締結したうえで以後の作業を行うものとする。